

# ～大東四條畷消防本部からの大切なお知らせ～

## 消防用設備等点検報告制度について

防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、消防法に基づき設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務付けられています。

### 点検が必要な消防用設備等

(例)【消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、誘導灯、粉末消火設備、自動火災報知設備、非常ベル、避難器具、連結送水管】など、消防法第17条に基づき設置した消防用設備等が点検の対象です。

### 【根拠法令】

- ※ 消防法第17条の3の3(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)
- ※ 罰則 ・点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留  
・その法人に対しても上記の罰金

## 点検報告の流れ

### 点検の種別と期間

- ◆ **機器点検(6ヶ月に1回)**  
消防用設備等の種類に応じ、消防用設備等の適正な配置、損傷、機能について、外観又は簡易な操作により確認することをいいます。
- ◆ **総合点検(1年に1回)**  
消防用設備等の全部又は一部を作動させ、総合的な機能を確認することをいいます。

### 報告の期間

- ◆ **特定防火対象物(1年に1回、点検結果を報告)**  
(例) 物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人が出入りする建物
- ◆ **非特定防火対象物(3年に1回、点検結果を報告)**  
(例) 工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など

### ○点検・報告の必要性

建物には、消火器や自動火災報知設備等の消防用設備等が設置されていますが、これらは平常時に使用することがないため、いざという時に確実に作動し機能を発揮するかどうかを、日頃から確認しておくことが重要です。消防法では、消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けています。

問い合わせ 大東四條畷消防本部 予防課 ☎ 072-872-2342